法事後調査手続の新設を受けた条例の改正について

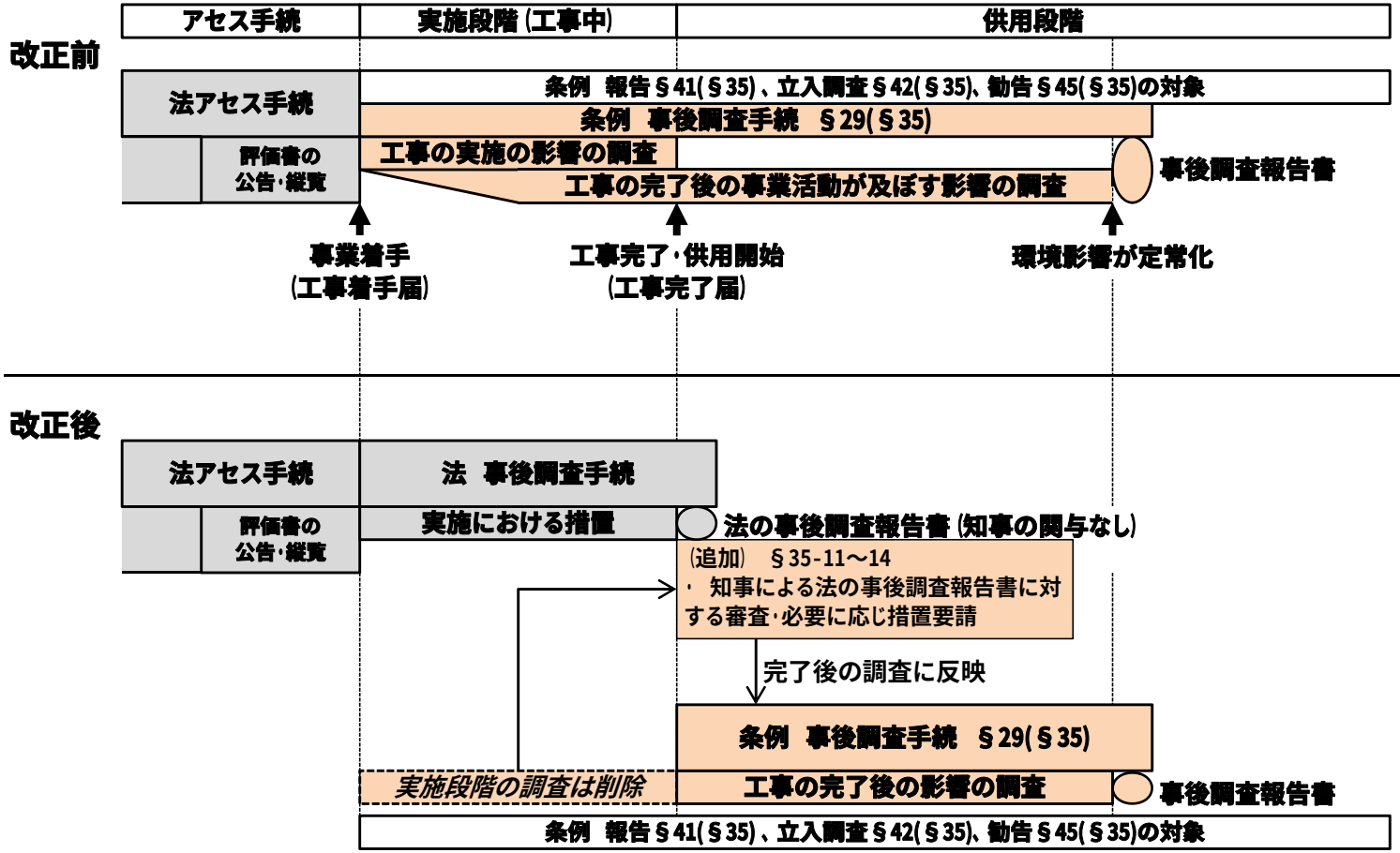

改正前

- 法に事後調査手続がなかったことから条例で事後調査を実施。
- 調査対象は、工事の実施段階及び工事の完了後の環境影響。

改正後

- 法による事後調査手続の対象範囲は、条例事後調査の工事の実施の影響の調査と同内容であることから、削除。
- 法による事後調査報告書の知事等への提出及び必要に応じ追加の措置を求めることができる規定を追加。